第 5 次 知北平和公園組合環境保全行動計画

令和4年3月

知北平和公園組合

目 次

第	1 1	草	計画	の ₂	基 本	阳	爭,	貝																									
	1	計	画策	定	の背	景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	計	画の	目自	的と	位	置	付	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	計	画期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	計	画の	対	象範	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2 1	章	計画	jの	目標	Ę																											
	1	目	標値	į.		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	3 🛚	章	具体	的	な取	スり	組。	み																									
	1	聪	員個	人	によ	;る	取	りき	組。	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	組	l合施	設(の追	営	• ½	維	持行	音:	理	に	関	す	る	取	り	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	4 1	章	実行	計i	画の	推	進																										
	1	実	行計	画。	の推	進	方	法		•		•		•		•					•	•			•		•		•	•			4

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

知北平和公園組合(以下「組合」という。)では昭和54年の設立以来、施設の整備に自然緑地を活用しながら、造成地には可能な限り植栽を行うことを心がけてきました。また、事務及び事業についても組合構成市町の環境保全計画などを積極的に取り入れ、環境に配慮した取り組みを自主的に進めてきました。

地球温暖化対策の国際的な取り組みが進展する中で、平成11年4月に我が国の 地球温暖化対策推進の枠組などを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」 (以下「温対法」という。)が施行され、地方公共団体に対しても「温室効果ガス の排出の量の削減等のための措置に関する計画(実行計画)」を策定することが義 務付けられたことから、組合では平成13年2月に「知北平和公園組合環境保全行 動計画」(以下「行動計画」という。)を策定しました。

その後の地球温暖化対策に関する国内外の動きを踏まえた取り組みを継続的に推進するため、平成29年3月に第4次行動計画を策定し環境に配慮した取り組みを進めてきましたが、令和3年度で計画期間が終了することから第5次行動計画を策定するものです。

2 計画の目的と位置付け

この計画は、組合が行う事務及び事業によって発生する温室効果ガス等の排出の 量の削減等に向けた取り組みを推進するために定めるものです。

3 計画期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

本計画は、組合が行う全ての事務及び事業を対象とします。

第2章 計画の目標

1 目標値

組合が排出する温室効果ガスの排出量を、令和2年度を基準年度として、令和8年度までに6%削減することを目標とします。

項目	基準年度	目標年度			
供 · 日	(令和2年度)	(令和8年度)			
温室効果ガスの排出量(kg-CO2/年)	14,969kg	14,071kg			

[※] 計画期間内に建て替えを予定し、また今後も火葬件数の増加が見込まれる知北 斎場を除く。

第3章 具体的な取り組み

目標達成のためには、環境配慮に対する職員個人の意識を高めるとともに、施設における省エネルギーや省資源の推進など環境負荷の少ないスタイルへの変革が必要です。

このため、組合では以下に示す取り組みを推進します。

1 職員個人による取り組み

職員個人が身近なところから取り組むことができる環境配慮行動について、以下のとおり推進していきます。

項目	取組内容
電気	・事務室等の空調の温度を環境に配慮した温度に設定する。
	・自然光や自然通風の活用、ブラインドやカーテン等による日射
	の遮断によって、空調効率の向上を図る。
	・クールビズ、ウォームビズを推進する。
	・始業前や昼休み時等の消灯や機器の電源オフを徹底する。
	・トイレや会議室、倉庫等の使用していない場所を消灯する。

	・パソコンやコピー機等のOA機器の省エネ設定を利用する。
	・長時間使用しない機器のコンセントを抜き、待機電力の削減を
	図る。
水道	・常に節水を意識し、日常的な節水に努める。
公用車	・出張等の際は、公共交通機関の利用や公用車の相乗りに努め
	る。
	・エコドライブを徹底する。
	・カーエアコンの適正な使用に努める。
用紙	・両面印刷や両面コピーを徹底する。
	・会議資料について、要点の簡素化等により紙の使用枚数を最小
	限に抑える。
	・コピー前後は設定を必ずリセットし、ミスコピーを減らす。
	・使用済み用紙の裏面活用等紙類の再利用に努める。
可燃ごみ	・使用済みのファイルや封筒を再利用する。
	・分別排出を徹底し、再資源化を推進する。
	・使い捨て製品の使用や購入を自粛する。
	・マイカップ等を使用し、ゴミを出さないようにする。

2 組合施設の運営・維持管理に関する取り組み

組合施設の運営や維持管理にあたり、環境に配慮した以下の具体的な取り組みを推進していきます。

項目	取組内容
電気	・OA機器、給湯機等の機器について、率先してエネルギー効率
	の高い製品を導入する。
	・照明機器の更新時は、LED機器等の省エネ機器の採用や人感
	センサー等を導入する。
	・照明機器、空調機フィルターの定期的な清掃と交換を実施す
	る。
	・熱源機器の定期点検を実施する。

水道	・節水型機器を導入する。
	・水道使用量の変動に注視し、配管等の点検を定期的に実施する
	ことにより、漏水を早期に発見する。
公用車	・ハイブリット車等の低燃費車を原則として導入する。
	・公用車の適正使用に係る管理を行う。
	・給油時のタイヤの空気圧調整等、定期的に車両の整備を行う。
用紙	・再生紙等の環境にやさしい製品を購入する。
	・文書ファイルの適正管理・共有化を進め、個人の文書ファイル
	は最小限にする。
その他	・再生可能エネルギーの利用促進に努める。
	・建設副産物の発生抑制に努め、廃棄物を適正に処理する。
	・建設資材については、リサイクル品(あいくる材等)を積極的
	に利用する。
	・既存の緑地はできる限り保全し、環境に配慮した緑化や緑地の
	整備に努める。
	・汚水処理施設の管理等を適切に行い、汚染物質の排出削減に努
	める。
	・自動販売機設置の許可を行う場合は、省エネ型や紙コップ式の
	機器の導入に努める。

第4章 実行計画の推進

1 実行計画の推進方法

実行計画の推進状況を把握するため、定期的に取組状況の点検を行い、実施状況を取りまとめます。

実施状況の結果については、毎年度公表します。